

佐賀県新型コロナウイルス対策資金利子補給金交付要綱（金融機関経由申請）

（趣旨）

第1条 知事は、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受ける県内の中小企業・小規模企業の資金繰りの円滑化を図るため、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その利子補給金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（交付の対象資金、受給資格者、利子補給率及び対象利子）

第2条 利子補給金の交付に係る対象資金、対象者、利子補給率及び対象利子は、次の表のとおりとする。

| 対象資金 | 対象者 | 利子補給率 | 対象利子 |
|----------------------------|--|------------------|--|
| 経営改善資金（新型コロナウイルス感染症資金繰り対策） | セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証に係る市町の認定を受けて、対象資金の融資を受けた者 | 年1.3パーセントを限度とする。 | 金銭消費貸借契約に基づき最初に利子を支払った月から起算して36ヶ月以内に支払われた約定利子の全額 |
| 新型コロナウイルス感染症対応資金 | 売上減少率15%未満の小規模企業者以外の個人又は法人で対象資金の融資を受けた者 | | 当該制度融資の実行日から起算して3年間に支払われた約定利子の全額 |

2 前項の対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 3 第1項の対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 第1項の対象利子については、国若しくは地方公共団体等から利子に対して直接助成を受けた又は受けることとなるものを除き、延滞利息、損害金及び違約金(以下「延滞利息等」という。)を含まない。

(金融機関への委任)

第3条 利子補給金の交付を受けようとする事業者(以下「受給資格者」という。)は、当該制度融資を受けた金融機関に、交付の申請及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

- 2 委任を受けた金融機関(以下「受任者」という。)は、受給資格者に利子補給金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付申請及び実績報告)

第4条 受任者は、受給資格者の融資内容を確認し、第2条第1項による利子補給金の金額をとりまとめて、佐賀県新型コロナ対策資金利子補給金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に以下の書類を添付して1部を知事に提出しなければならない。

- 一 利子補給金に係る受取利子証明(明細)書(同様式別紙)
- 二 委任状(様式第2号)

- 2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、原則として、上期分(1月から6月までの期間をいう。)にあっては、その年の7月31日までとし、下期分(7月から12月までの期間をいう。)にあっては、翌年の1月31日までとする。ただし、1年分(1月から12月までの期間をいう。)での申請を希望する場合にあっては、1月31日までとする。
- 3 2回目以降の交付申請においては、委任状(様式第2号)の添付を省略することができる。

(交付決定及び額の確定)

第5条 知事は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、利子補給金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を受任者に通知するものとする。

- 2 前条の交付申請書兼実績報告書が到着してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により利子補給金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更届出書(様式第3

号)を知事に届け出なければならない。

ア 住所、所在地、商号又は代表者等の変更があった場合

イ 事業者が死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止した場合(県内に事業所を有する中小事業者が当該事業を承継した場合を含む。)

ウ その他知事が必要と認めるとき

(3) 受給資格者が、死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止したときは、当該事業の廃止した日以後において、利子補給金の交付は行わない。ただし、県内に事業所を有する事業者が、当該事業を承継し、当該利子補給金に係る対象資金の債務をすべて承継したときは、この限りでない。

(4) 受給資格者が、利子補給金に係る対象資金の利子を約定返済日に支払わず延滞となっている場合で、利子補給申請対象期間内に当該利子分の支払がされないときは、当該利子分に係る利子補給金は交付しないものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 知事は、受給資格者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、額の確定の有無にかかわらず交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(請求)

第8条 受任者は、交付決定及び額の確定があったときは、佐賀県新型コロナ対策資金利子補給金交付請求書(様式第4号)(以下「交付請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

(支払)

第9条 知事は、前条の規定により交付請求書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、利子補給金を受任者に支払うものとする。

2 受任者は、前項の支払後、速やかに受給資格者の指定口座に対して利子補給金を交付するものとする。

(書類の保存)

第10条 申請者は、本事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年3月19日から施行することとし、令和2年3月9日から当面の間、対象資金の貸付けの申込みの受付を行った者に適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。なお、第10条については、令和2年度の補助金から適用することとし、その他については、令和3年度の補助金から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者（受任者））

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

佐賀県新型コロナウイルス対策資金利子補給金交付申請書兼実績報告書

佐賀県新型コロナウイルス対策資金利子補給金を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新型コロナウイルス対策資金利子補給金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 金 円
2. 添付資料
 - ・ 利子補給金に係る受取利子証明（明細）書（別紙）
 - ・ 委任状（様式第2号）

(様式第1号別紙)

利子補給金に係る受取利子証明(明細)書

金融機関名 _____

| | |
|-----------------|---------------------|
| 申請件数(合計) (件) | 利子補給金申請額(合計) (円) |
| | |

| No | 事業者名 | 取扱番号 | 融資年月日 | 貸付終期 | 融資額(円) | 融資残高(円) | 補給対象期間 | 左記に係る受取利子額 (利子補給金申請額) (円) |
|----|------|------|-------|------|--------|---------|--------|---------------------------------|
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |

注 1. 「No」の欄は、通し番号を記載すること。

2. 「事業者名」の欄は、佐賀県新型コロナウイルス対策資金に係る利子補給補助金の対象となった者の企業名(個人事業主の場合、代表者名)を記載すること。

3. 「取扱番号」の欄は、佐賀県新型コロナウイルス対策資金に係る融資契約ごとの管理番号を記載する。

4. 「融資年月日」の欄は、佐賀県新型コロナウイルス対策資金の貸付契約日を記載すること。

5. 「融資残高」の欄は、佐賀県新型コロナウイルス対策資金に係る、上半期については6月30日現在の融資残高、下半期については12月31日現在の融資残高を記載すること。

6. 「補給対象期間」の欄は、本利子補給金申請に係る申請対象期間を記載すること。

7. 「左記に係る受取利子額」の欄は、補助対象融資として融資を受けた額の、本証明に係る計算期間における受取利子額(顧客口座に入金される金額)を記載すること。

委任状

(金融機関名) 御中

(委任者)所在地

企業等名称

代表者名

個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。

当社(私)は、貴金融機関を代理人と定め、佐賀県新型コロナウイルス対策資金利子補給金交付要綱に基づき利子補給金の交付申請及び請求並びに受領に関する一切の行為の権限を委任します。

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新型コロナウイルス対策資金利子補給金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者（受任者））

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

佐賀県新型コロナウイルス対策資金利子補給金変更届出書

佐賀県新型コロナウイルス対策資金利子補給金交付要綱の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
| | | |

2 変更理由

添付書類

- ・住所又は名称に変更があったときは、その内容を確認できる書類
（個人にあっては、住民票の写し等。法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し等）
- ・その他変更の内容を証する書類

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者（受任者））

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

佐賀県新型コロナ対策資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け産 政 第 号で確定通知があった佐賀県新型コロナ対策資金利子補給金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新型コロナ対策資金利子補給金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 振込金融機関名 及び支店名 | _____（金融機関コード【4桁】：_____） _____（支店コード【3桁】：_____） | | |
| 口座種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |
| 【フリガナ】 口座名義 | 【 _____ 】 | | |